

貸借対照表

令和4年3月31日

(単位：円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	3,897,129,294	4,069,291,003	△172,161,709
有形固定資産	3,704,394,728	3,871,715,561	△167,320,833
土地	1,303,417,162	1,303,417,162	0
建物	2,111,702,859	2,249,040,260	△137,337,401
構築物	40,750,912	43,294,070	△2,543,158
教育研究用機器備品	189,242,763	212,380,929	△23,138,166
管理用機器備品	13,119,716	17,430,624	△4,310,908
図書	46,161,314	46,152,514	8,800
車両	2	2	0
特定資産	186,440,608	189,960,386	△3,519,778
奨学金引当特定資産	186,440,608	189,960,386	△3,519,778
その他の固定資産	6,293,958	7,615,056	△1,321,098
ソフトウェア	4,083,292	5,404,392	△1,321,100
電話加入金	231,868	231,868	0
保険積立金	1,772,798	1,772,796	2
出資金	10,000	10,000	0
敷金	196,000	196,000	0
流動資産	4,034,752,239	3,935,218,073	99,534,166
現金預金	4,022,685,057	3,924,546,977	98,138,080
未収入金	6,585,438	3,630,000	2,955,438
前払金	5,463,684	7,023,036	△1,559,352
仮払金	18,060	18,060	0
資産の部合計	7,931,881,533	8,004,509,076	△72,627,543

負債の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
固定負債		31,029,477	31,327,977	△298,500
長期未払金		2,487,183	3,730,183	△1,243,000
長期預り金		26,358,294	25,258,294	1,100,000
退職給与引当金		2,184,000	2,339,500	△155,500
流動負債		524,991,901	503,783,548	21,208,353
未払金		7,819,470	14,326,359	△6,506,889
前受金		512,248,311	485,576,765	26,671,546
預り金		4,924,120	3,880,424	1,043,696
負債の部合計		556,021,378	535,111,525	20,909,853
純資産の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
基本金		6,112,037,677	6,084,686,779	27,350,898
第1号基本金		6,054,037,677	6,026,686,779	27,350,898
第4号基本金		58,000,000	58,000,000	0
繰越収支差額		1,263,822,478	1,384,710,772	△120,888,294
翌年度繰越収支差額		1,263,822,478	1,384,710,772	△120,888,294
純資産の部合計		7,375,860,155	7,469,397,551	△93,537,396
負債及び純資産の部合計		7,931,881,533	8,004,509,076	△72,627,543

注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能額を計上している。

退職給与引当金

期末要支給額14,004,000円から岡山県私学振興財団よりの交付金相当額を控除した金額を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法である。

(3) 預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金、仮受金、立替金、仮払金に係る収入と支出は、相殺して表示している。

2. 重要な会計方針の変更

該当事項はない。

3. 減価償却額の累計額の合計額

2,345,327,789 円

4. 徴収不能引当金の合計額

0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

該当事項はない。

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

0 円

7. 当該会計年度の末日において、第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

該当事項はない。